

第5章 ゼロ・エミッションの取組の推進

第1節 資源循環の輪の構築

現 状

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会活動は、私たちの生活を豊かなものにしてきましたが、その一方ですべての後始末を廃棄物処理に押しつけることとなり、環境負荷の増大や、資源の有効利用という観点から問題が生じています。特に廃棄物については、質、量の両面からの環境負荷の低減が社会全体の課題となっています。

こうした状況において、平成13年度に策定した廃棄物処理法に基づく滋賀県廃棄物処理計画の5ヵ年の計画期間が経過し、取り組むべき廃棄物処理と資源循環の課題から見直しを図るため、平成17年5月に県環境審議会に諮問し、5回の同廃棄物部会での審議と、県民政策コメントに準じて意見・情報を求めて議論を重ねてきました。そして、平成18年3月に答申を受け、同6月に平成22年度までを計画期間とする「第二次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しました。

なお、本県は、人口増加率が0.49%（平成18年（2005年）10月1日付け推計人口の対前年比）と高く、また将来的にも最も先まで人口増加が見込まれています。

このような人口増加と県民一人あたりが1日に出すごみの量が目標どおり減らない状況から、ごみ（一般廃棄物）の排出量は将来的にも、微増または横ばいと見込まれています。また、産業廃棄物についても下水道の進捗に伴う終末処理場からの汚泥や非飛散性アスベストを含む建設系廃棄物等の排出量の増加などから、将来も増加が見込まれています。

課 題

物質の流れが「廃棄」への一方通行で、廃棄物処理にあらたな資源を投入する現在の社会システムを改め、環境負荷を低減する必要があります。このため、廃棄物の発生を抑制するとともに、排出された廃棄物を資源として捉え、生産工程へ原材料等として循環利用する、また原材料として資源化できないものは適正な焼却により熱回収を図る、縮減された

廃棄物を適正に管理された処分場で最終処分する、という環境負荷を最小化にし、資源循環の輪を構築する社会システムの構築が必要とされています。

あらたに策定した「第二次滋賀県廃棄物処理計画」では、①「もったいない」の意識と行動が徹底された社会、②資源循環と適正処理が着実に行われる社会、③廃棄物に対してのルールやマナーが守られる美しい社会を目指し、次の6つの基本的方向性を示し、県民、事業者、市町および県が役割と責任のもと取り組むべきことをまとめています。

【目指すべき社会の基本的方向性】

- (1) 生活様式を省資源・循環型に転換
- (2) 発生抑制、再使用による廃棄物の排出削減
- (3) 資源循環を支える仕組みと基盤の整備
- (4) 適正処理を支える基盤整備
- (5) 廃棄物についてのルールやマナーが守られる美しい地域づくり
- (6) 資源循環を支える情報の共有化と研究開発の推進

●指 標

指 標 項 目	単位	平成16年度 (現 状)	平成22年度 目 標
県民1人当たりが1日に出すごみの量	g	951	900
家庭から出されるごみの内リサイクルされている割合	%	18.5	26

取 組

1 持続可能な社会づくりの検討

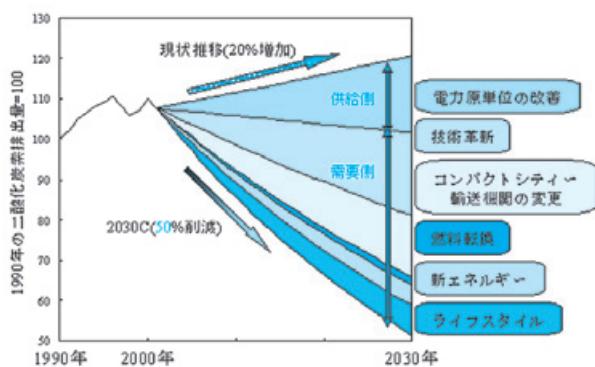
〈水政課琵琶湖環境政策室〉

（概要）

本県では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、「環境」「経済」「社会」が持続的に発展する社会の実現を目指して検討を始めました。2030年を目標年とした「持続可能な滋賀社会づくり構想」を策定し、現代社会の問題点を指標を用いて明確化するとともに、具体的な将来ビジョンを定量的に示し、その実現に向けた具体的な政策も盛り込む予定です。

(結果と評価)

平成17年度には、学識経験者等による滋賀県・持続可能な社会づくり研究プロジェクト（滋賀 SD2030）が設置され、その成果を踏まえて、検討委員会により「持続可能な滋賀社会づくり構想」の素案がまとめられました。持続可能な社会を実現するには、二酸化炭素の排出量を大幅に削減する必要があります、その実現には技術革新だけでなく、ライフスタイルの転換、まちづくりの変革などあらゆる主体の取組が重要です。

図5-1-1 二酸化炭素排出量50%削減シナリオの内訳

(今後の展開)

平成18年度は二酸化炭素排出量だけでなく、琵琶湖の水質や廃棄物についてもその対応を検討しています。また、琵琶湖・環境科学研究所センターと連携しながら、具体的な政策や滋賀らしい対策技術の検討を進め、さらに新たな指標として、持続可能な社会を測るためにエコロジカル・フットプリントや豊かさ指標等を検討しています。

2 エコ村づくりの支援〈エコライフ推進課〉

(概要)

これまでの大量消費型の生活様式を見直し、省資源・資源循環型のライフスタイルの構築が必要になっています。このため、一定のまとまりのある地域が一体となって、環境配慮型で、かつ人々が集うコミュニティのある持続可能な地域社会である「エコ村」の実現に向けて支援を行いました。

○エコ村推進協議会に対する支援

「エコ村」の実現に向けて、NPOや集落等の実施主体をサポートするため、NPO、事業者、地域

団体、市町村、学識経験者等で組織された推進協議会の運営に支援を行いました。

(目標)

エコ村づくり推進協議会への支援協議会数 2 組織

(結果)

小舟木工コ村推進協議会（近江八幡市）、310工コの郷推進協議会（米原市：16年度完了）に支援

(結果の評価)

小舟木工コ村づくりは個別法の手続きに入り、支援する組織数は目標とした2組織を達成しました。

(今後の展開)

3年間にわたるエコ村づくりのモデル事業の成果を受けて、今後エコ村の理念や推進方策の普及に努めます。

3 ゼロエミッション型農村づくりの推進〈農政課〉

農村地域には、もみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、集落排水汚泥など生物由来の有機性資源、いわゆるバイオマスがたくさん存在します。これらの資源はたい肥や熱源等として利活用することが可能だから、農業生産における環境負荷の低減や資源の有効利用が期待できます。

このため、持続可能な農村社会の実現をめざして、「ゼロエミッション型農村創生事業」を開拓しています。

(1) ゼロエミッション型農村の推進

ア 普及啓発活動

推進・支援体制の整備、取組の普及・啓発のための連絡調整会議を開催しました。

イ 地域別マスタープランの作成

各地域の特性に応じたバイオマスの利活用を推進するため、17年度は甲賀地域においてバイオマス利活用マスタープランを作成しました。

(2) ゼロエミッション型農村の支援

高島市、米原市および甲賀市におけるバイオマス利活用地区計画の策定の取組に対して支援をしました。

第2節 廃棄物減量化の推進

現 状

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥等の「産業廃棄物」があり、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

→参考資料（42）

平成16年度における一般廃棄物の総排出量は、県内で約47.2万t（前年度約48.3万t）、また1日1人当たりの排出量は、951g（前年度976g）となっており、総排出量、1日1人当たりの排出量とも減少しています。（図5-2-1、2）

図5-2-1 1日当たりごみの総排出量

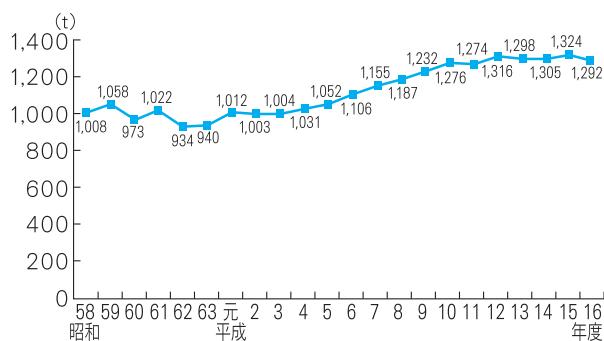
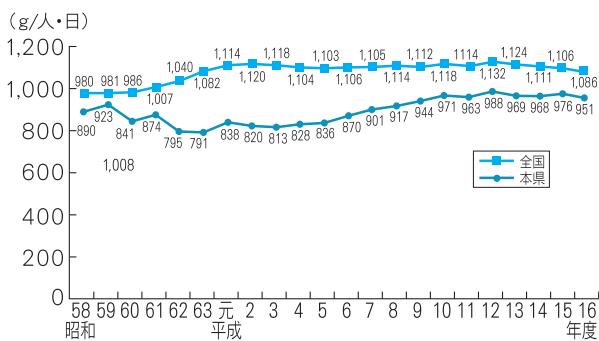


図5-2-2 1人1日当たりのごみ排出量

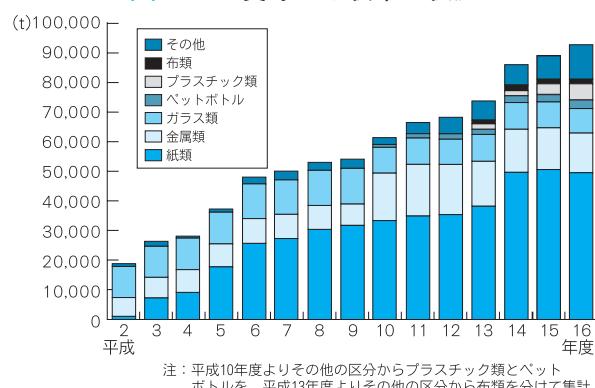


容器包装リサイクル法や家電リサイクル法をはじめ各種リサイクル法が整備され、各法に基づく取組が進められており、特に容器包装リサイクル法に基づく分別収集が各市町によって進められており、ごみの資源化量については増加しています。

（図5-2-3）

→参考資料（43）

図5-2-3 資源ごみ収集の状況



平成16年度における産業廃棄物の処理量は、産業廃棄物処理業者および自ら処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者からの実績報告によると、県内で破碎や焼却等の中間処理により処理された量が約380万t、県内で埋立処理された最終処分量が約10.6万tとなっています。最終処分量約10.6万tの内約10.2万tが安定型処分場、約0.4万tが管理型処分場に埋め立てられています。なお、産業廃棄物処理業者による収集運搬量は約186万tとなっています。

湖岸や道路、河川等の公共の場所に投げ捨てられた空き缶、空きびん、たばこの吸い殻等を「散在性ごみ」と呼んでいます。道路にはたばこの吸い殻、湖岸には釣り糸、空き缶、ペットボトル等の散在性ごみが目立っています。

このため「ごみ散乱防止条例」に基づき、環境意識の高揚を図るために啓発活動や取締りにより、ポイ捨てしにくいまちづくりを進めるとともに、「淡海エコフォスター制度」により地域住民のみなさんと協働して、美化清掃活動を進めています。

課 題

一般廃棄物の再生利用量、再生利用率については増加傾向にあり、最終処分量は減少傾向にあります。排出量は平成12年度以降ほぼ横ばいで推移しているものの、平成9年度比で4.9%増加しており、長期的には本県の人口増が排出量の増加に影響しているものと考えられます。1人1日当たりのごみの排出

量も横ばい傾向であり、今後県民1人当たりの排出量を減らしていくため、市町へのごみ減量化施策の支援等による具体的な減量施策を図る必要があります。また焼却灰のスラグ化の推進や有効利用など、ごみの排出抑制やリサイクルのための施設整備等を推進する必要があります。

産業廃棄物については、廃棄物処理計画立案のために調査した平成12年度と平成16年度のデータを比べると排出量は増加傾向にありますが、再生利用量、減量化量とも増加し、最終処分量は半減しています。しかし埋立処分地の残余容量が少ないとから、産業廃棄物税の確実な運用等、各種事業を推進し産業廃棄物の一層の減量化、再資源化を進める必要があります。

また、本県では、散在性ごみが、大小の河川を通じて琵琶湖に流れ込んでおり、美観を損なうとともに琵琶湖の水質に少なからず影響を及ぼしていることから、湖岸や道路、河川等を中心に県民や各種団体等と協働して一層の環境美化の推進を図る必要があります。

● 指標

指標項目	単位	平成16年度 (現状)	平成22年度 目標
1年間に出て資源化されない産業廃棄物の量	千トン	317	200
1年間に出て資源化されない一般廃棄物の量	千トン	395	210

取組

1 産業廃棄物対策の推進

(1) ゼロエミッション研修講師派遣事業

〈資源循環推進課〉

ゼロエミッションについて積極的に研究・取組をしている事業所の担当者（あらかじめ講師として県に登録）を、工業団地協会や商工会等の団体が開催する研修会に派遣し講義を行うことによって、県内の排出事業者の意識高揚や発生抑制・資源化による廃棄物減量化の一層の推進を図ります。

(2) リサイクル製品認定制度 〈資源循環推進課〉

循環型社会を構築するためには廃棄物の発生抑制と併せて資源としての循環的な利用の推進が必要で

す。各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロエミッションの取組が始まっていますが、一方で資源化施設が不足していたり、再生資源の利用が難しいなど課題もあります。この制度は循環資源（廃棄物や製造過程で発生する副産物）から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、県民等（消費者や事業者、市町村）に利用促進を図るとともに、県自らが公共事業等を通じて率先利用に努めようとするものです。制度の運用により期待される点は、①グリーン購入の推進、②優れた技術によるリサイクル製品を認定することによる優良企業の育成、③管内産業の育成・振興などとなります。

平成16年度は、有識者、事業者、消費者代表からなる検討委員会で認定制度の枠組みについて検討いただき、平成17年（2005年）3月14日に「滋賀県リサイクル製品利用促進要綱」を制定、同日に製品の募集を開始しました。

平成18年（2006年）12月末現在で94製品（コンクリート、ブロック59製品、その他の建設資材26製品、農林業関係資材5製品、環境資材4製品）を認定しており、今後も年2回程度の製品の募集・認定を行い、認定製品の普及に努めます。

(3) 滋賀県産業廃棄物税 〈資源循環推進課〉

産業廃棄物の「発生抑制」や「資源化」の取組の一環として、平成16年（2004年）1月から産業廃棄物税制度を導入しました。

県内の中間処理施設または最終処分場へ1年間に500トン（中間処理施設に搬入した場合は一定の係数を乗じた重量）を超えて搬入した事業者がトン当たり千円の税額を申告納付するもの。

平成17年度の収税額は、55,809千円（44件）となっています。

なお、県が認定した「再生施設」へ搬入する場合は課税免除するなど資源化への誘導を行っています。

税収の使途については基金を通じて ①産業廃棄物の発生抑制 ②産業廃棄物の再生利用の促進 ③産業廃棄物の適正処理の推進等を図るための費用に充てることにしています。

(4) 自動車リサイクルの推進 〈資源循環推進課〉

平成17年（2005年）から施行された「自動車リサ

イクル法」に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再資源等のリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破碎後のシュレッダーストの適正処理を義務づけています。

また、廃棄される自動車の引取業、フロン類回収業、解体業および破碎業を行う事業者は、県知事の登録または許可が必要とされ、自動車リサイクル法の的確な運用を図ることとしています。

(5) 建設リサイクルの推進〈監理課・建築課〉

建設副産物のリサイクルについては、建設副産物対策近畿地方連絡協議会(近畿地方整備局、府県、政令市、公団等で構成)の一員として「近畿地方における建設リサイクル推進計画」を策定し、目標(平成12年度)を掲げ、リサイクルに努めてきました。なお、県独自の推進計画は、平成14年度に策定され、現在運用中です。

平成15年度の結果から品目毎に目標値の達成度を評価すると、アスファルト塊、コンクリート塊、建設汚泥は目標を達成しましたが、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設発生土については目標を達成できず、新たな方策を検討する必要があります。(監理課)

また、平成14年(2002年)5月30日からは「建設工事にかかる資源の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が本格施行され、特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を使用または特定建設資材廃棄物を排出する建設工事のうち一定規模以上のものについて、分別解体等および再資源化等が義務付けられました。これにより建設混合廃棄物の発生が抑制され、建設発生木材のリサイクル率の向上が図られるものと考えられます。(建築課)

(6) 家畜排せつ物の現状と対策〈畜産課〉

本県における家畜の飼養状況および排せつ物量は次の表のとおりです。平成17年度畜産経営環境保全実態調査において、調査対象とした299戸のうち家畜ふん尿処理施設を設置している畜産農家は245戸

(81.9%)、施設を持たない農家は54戸となっています。これらの排せつ物は農産物や飼料作物などの生産に利用されていますが、環境汚染につながらないような適切な処理を行うことが必要です。平成16年11月1日より「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が完全施行され、畜産農家に対しては適切な管理を行うよう啓発指導を継続しています。また、今後、資源循環型農業を推進するうえで、畜産農家と耕種農家との連携は更に重要です。そのため、家畜排せつ物の堆肥化処理を促進し、地域環境に配慮した有機質資源の循環を図るための施策を推進しています。(表5-2-1)

表5-2-1 家畜の飼養状況および排せつ量

(平成17年(2005年)2月1日現在)

畜種	飼養戸数 (戸)	飼養頭羽数 (頭・羽)	家畜排せつ量 (年:千トン)
乳用牛	112	5,444	98
肉用牛	127	16,617	149
豚	23	9,733	23
採卵鶏	54	740,829	34
肉用鶏	16	189,606	9
合計	332	—	313

2 散在性ごみ対策の推進

(1) 環境美化監視員の活動〈資源循環推進課〉

環境美化監視員が振興局等に設置されています。湖岸や観光地等でのパトロール、駅前や商業施設等での環境美化の普及啓発や実態調査などを休日や早朝を中心に実施し、市町等と協働して、ごみのない美しい湖国の創造のために、活動をしています。

(2) 淡海エコフォスター制度の実施

〈資源循環推進課〉

淡海エコフォスター制度は、県民がボランティア活動により公共の場所を愛情と責任を持って美化を推進する制度です。環境美化に対する県民等の意識の高揚とごみの散乱防止を図り、県民等と行政が一体となった地域活動を推進するために平成12年度から始めました。

美化清掃活動を行おうとする団体(10名以上で構成)は、県と合意書を交わし、その合意書に基づいて定期的(概ね月1回以上)、継続的に一定の場所の

美化清掃活動を行います。県は、その団体の活動に対し、活動経費の支援を行います。

平成17年度には県管理地384団体、市町管理地22団体の計406団体となり、目標（330団体）を達成することができましたが、さらに多くの団体に参加いただけたよう、各種団体、事業者、NPO、学校等へ制度を積極的にPRし、県民のみなさんの幅広い参加を呼びかけていきます。

（3）一斉清掃運動の展開〈エコライフ推進課〉

（概要）

琵琶湖をはじめとする湖国滋賀の美しく恵まれた環境を守り、ごみのないまちづくりを進めるため、ごみ散乱防止条例で「環境美化の日」に定められている5月30日、7月1日および12月1日を中心に、県民、企業および行政が協働して、県民総参加の環境美化活動を行いました。

（目標）

ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めていたための啓発活動として、環境美化活動への参加を県民に呼びかけており、県民の環境美化活動への参加率を平成19年度には27%、平成22年度は

30%とすることを目標にしています。

（結果）

平成17年度は、延べ288,951名の参加があり、計1,381トンのごみを回収しました。

ア ごみゼロ大作戦（「ごみゼロの日」である5月30日を基準日として実施）

参加者延べ人数 20,905名

回収したごみの量 81トン

イ びわ湖を美しくする運動（「びわ湖の日」である7月1日を基準日として実施）

参加者延べ人数 136,786名

回収したごみの量 816トン

ウ 県下一斉清掃運動（「環境美化の日」である12月1日を基準日として実施）

参加者延べ人数 131,260名

回収したごみの量 775トン

県民の環境美化活動への参加率：20.9%

（結果の評価）

平成22年度の目標値への達成率は、70%でした。

（今後の展開）

引き続き、市町や各団体を通じて環境美化活動への参加を呼びかけていきます。

第3節 廃棄物適正処理の確保

現状

一般廃棄物については一般廃棄物処理施設で、産業廃棄物については産業廃棄物処理施設で、それぞれ処理されることになります。

一般廃棄物処理施設は、「ごみ処理施設」、「し尿処理施設」および「一般廃棄物最終処分場」に分類され、市町（一部事務組合を含む。）が設置する場合と、民間事業者が設置する場合があります。一般廃棄物は市町に処理責任があることから、基本的にこれらの処理施設は市町によって設置されていますが、市町の許可を得て民間事業者が一般廃棄物の処理を行うことがあります（処理施設の処理能力が一定規模以上の施設の設置に当たっては県の許可が必要です）。（表5-3-1）

表5-3-1 一般廃棄物処理施設設置状況（稼働中のもの）（平成17年3月末現在）

		市町	民間事業者
ごみ処理施設	ごみ焼却処理施設	13	5
	再資源化施設等※	35	9
し尿処理施設		12	—
一般廃棄物最終処分場		19	—

※ 再資源化施設等とは、再資源化施設やリサイクルプラザ等のリサイクルするための施設の他、一般廃棄物最終処分場で処分するために減容化（容量を小さくする）するための施設も含む。

また、産業廃棄物処理施設は、処理施設の特性に応じて許可が必要な規模等（種類によっては規模を問わないものがあります）が定まっており、ほとんどが民間事業者により設置され、施設の設置に当たっては県の許可を必要とします。なお、その民間事業

者による設置目的としては、工場等が自らの産業廃棄物を処理する場合と、産業廃棄物処分業の許可を得て他社の産業廃棄物を処理する場合とがあります。

(表5-3-2)

表5-3-2 産業廃棄物処理施設設置状況

(稼働中のもの) (平成17年3月末現在)

中間処理施設	汚泥の脱水施設	自社処理	154
		処分業	6
	焼却施設	自社処理	17
		処分業	20
	その他	自社処理	13
		処分業	85
最終処分場	安定型	自社処理	5
		処分業	16
	管理型	自社処理	2
		処分業	1

平成9年（1997年）8月に廃棄物処理法施行令と施行規則の改正があり、廃棄物焼却施設等からのダイオキシン類排出濃度に基準が設定されました。焼却施設については、構造と維持管理に係る基準の強化等が図られ、また、排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上自主検査することが義務づけられました。

本県では、焼却施設に対して立入検査を実施する等、施設改善等の必要な指導を重ねるとともに、稼働している施設に対しては、排ガスの適合状況を確認するため、ダイオキシン類排出状況調査を実施した結果、平成17年度、産業廃棄物焼却施設の4施設が排出濃度基準を超過したため、使用停止命令および処理施設改善命令を発しました。

→参考資料（44）

また、P C B を含む高圧トランス、コンデンサ等をはじめとするP C B 廃棄物を保管する事業者は、P C B 特措法第8条の規定に基づき、毎年度その保管・使用の状況等に関して届出をすることが義務づけられています。

→参考資料（45）

産業廃棄物の不法投棄等の現状については、平成17年度はみだり投棄、埋立、不適正保管などの不適正処理326件、野外焼却188件の事案について、現場

に行って調査したり、行為者に是正指導するなどの対応を行いました。そのうち、解決に至った事案は、不適正処理で138件、野外焼却は132件です。

不法投棄は、早朝や夜間に行われることが多いこと、また投棄後すぐに覆土し行為者の痕跡を残さないようにするなど、悪質かつ巧妙化していることから、解決率は42%と低いものの、早期発見早期是正により、新たな事案が増えないよう対応しています。

また、不適正処理の事案のひとつとして、産業廃棄物処理会社である株式会社アール・ディエンジニアリング（以下、「R D社」といいます。）の最終処分場で、平成11年10月に高濃度の硫化水素ガスが検出されるとともに、地下水汚染も明らかとなりました。このため、県は改善命令を出し、是正工事を完了させましたが、その後の調査でドラム缶が埋められていることが判明しました。県はR D社にその撤去等を命令しましたが、同社が平成18年6月に経営破綻し、対応が見込めない状況になっています。

県では、今まで、硫化水素ガスの監視や周辺地下水のモニタリング調査を実施しており、硫化水素ガスについては、現在のところ検出していませんが、周縁地下水からはシス-1, 2-ジクロロエチレンが安定型最終処分場の周縁地下水の基準値（0.04mg/l）の2倍程度、ヒ素が同基準値（0.01mg/l）の1.3倍程度など、一部の項目で環境基準値を上回る状況にあります。

課題

1 一般廃棄物・産業廃棄物

家庭や事業所等から排出された廃棄物は、リサイクルされ、もう一度原料等として利用されたり、焼却処分等がなされ、最終的に埋立処分されたりします。しかしながら、こうした廃棄物の処理施設（廃棄物をリサイクルするための破碎施設等も含みます）の設置は、周辺地域での理解が得られにくい現状にあります。

こうした中、一般廃棄物については、市町による計画的な処理の推進が求められ、また、産業廃棄物については、特に管理型産業廃棄物最終処分場において残余容量が逼迫していることから、公共関与による最終処分場の設置が急務となっています。

のことから、一般廃棄物については、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月策定）」を基本に、その計画実現に向け、市町、一部事務組合および県が一体となって取組んでいくこととなっていますが、市町村合併等による広域化の再編成等の見直しが必要となっています。

また、産業廃棄物については、（財）滋賀県環境事業公社が管理型産業廃棄物最終処分場の計画を進めていますが、地域の生活環境等に十分配慮しつつ、周辺地域に適切に情報を提供する等により、安心と理解が引き続き得られるよう、また、県としても必要な監視・指導に努め、早期完成に向け適切に工事等がなされる必要があります。

近年、廃棄物をリサイクルするための検討や施設整備が今までにも増して進められています。しかしながら、廃棄物の処理においては適正処理が基本であり、処理事業者等への立入検査等を実施し、リサイクル推進の流れが止まらないよう適切に事業者指導を行っていく必要があります。

2 PCB廃棄物

有毒性から製造等が禁止され、適正な処理が求められているPCB廃棄物は、広域処理されることになっており、近畿圏では大阪市此花区にその処理施設が設置され、平成18年（2006年）8月から処理が行われています。適正な処理までは紛失等がないよう、また、漏洩等がないよう適正に管理を行う必要があります、県としても、計画的にその処理がなされるまで定期的に管理状況を確認していく必要があります。

3 不法投棄等

今なお、産業廃棄物の不適正処理や野外焼却が後を絶たない状況にあります。それらの行為は、許されない違法行為であり、地域の景観に支障を及ぼすだけでなく、地域住民の生活環境に支障を及ぼす場合もあります。そのような行為を根絶するために、市町、警察等の関係機関と連携して厳正かつ迅速な対応を図っていくとともに、日常のパトロールや啓発も引き続き強化していく必要があります。

また、行政の監視とともに、地域住民のボランティアによるパトロールや事業者等の情報提供の協力な

ど、あらゆる監視の目を生かした監視体制の強化を推進し、不法投棄などを許さない地域づくりが必要となってきています。

4 RD最終処分場問題

RD最終処分場に関しては、周縁の地下水から基準を上回る物質が検出されている環境汚染問題、違法に埋められたドラム缶等の問題、そしてRD社の経営破綻による処分場の今後の施設管理の問題について検討していく必要があります。

取組

1 廃棄物処理施設整備促進事業〈資源循環推進課〉

市町（一部事務組合を含む。）が設置する廃棄物処理施設のうち、県一般廃棄物処理広域化計画に基づいた施設について、リサイクルの推進やエネルギー回収への取組み等を促進するため交付金を交付しています。

2 廃棄物立入検査指導〈資源循環推進課〉

廃棄物処理および廃棄物保管施設等について、廃棄物の適正処理の推進に資することを目的として、「廃棄物処理施設等立入検査方針」を定め、立入検査を実施しています。検査内容としては、一般廃棄物処理施設あるいは産業廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法の処理基準の遵守状況の確認や、焼却施設に係る排ガス中のダイオキシン類検査、最終処分場等からの排水や地下水質の検査の他、産業廃棄物の処分受託に係る契約やマニフェストの履行状況の確認等を行っています。

3 クリーンセンター滋賀の整備事業

〈資源循環推進課〉

県内では管理型最終処分場の残余容量が極めて少なくなっている現状から、公共関与のもと財団法人滋賀県環境事業公社が管理型産業廃棄物最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備を進めています。平成17年（2005年）3月に廃棄物処理法に基づく施設許可を受け工事に着手し、平成19年度中に稼働予定です。

4 産業廃棄物不法投棄防止対策事業

〈資源循環推進課〉

産業廃棄物の不適正処理などに対しては、早期発見・早期対応が不可欠であることから、当課や各地域振興局・県事務所へ産業廃棄物不法投棄監視・指導員を設置し、監視パトロールなどを行っています。

行政の監視とともに、あらゆる監視の目を生かした監視体制の強化を図るべく、地域住民や事業者の方に、パトロールや情報提供の協力要請を行うとともに、情報提供をよりしやすくするため、産業廃棄物不法投棄110番を当課に設置しました。

また、警備会社による休日、早朝、夜間の時間帯のパトロールや市町に対して不法投棄監視員の設置や不法投棄された廃棄物の撤去費用に対する補助など支援をしています。

さらに本県では、10月を不法投棄防止強調月間と定め、産業廃棄物の不法投棄が広域化していることから、京都など近隣府県と連携し、県境において産業廃棄物車両の路上検査を4回実施するとともに、工事現場立入指導等により廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発活動も行いました。

産業廃棄物不法投棄110番
(0120-79-3853 なくそう さんぱいごみ)

→参考資料（46）

5 不法投棄等防止対策制度の検討

〈資源循環推進課〉

不法投棄などの撲滅対策の推進を図るために、平成16年度から産業廃棄物不法投棄検討委員会（会長：土屋滋賀県立大学教授）を設置し、不法投棄等防止対策制度について検討しています。平成17年度は4回開催し、産業廃棄物の不法投棄の未然防止や原状回復に向けた取組について検討を行いました。

なお、平成18年（2006年）12月に検討結果を報告書としてとりまとめ、知事に報告されました。

6 R D最終処分場問題対策

〈最終処分場特別対策室〉

R D最終処分場問題の早期解決のため、対応策を策定していくための取組手順等を示す「R D最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針（案）」を平成18年（2006年）10月に策定しました。この対応方

針（案）に基づき、事業者等の責任追及や地域住民の代表、学識経験者、県・栗東市の職員などで構成する対策委員会を設置し、効果的で合理的な対応策を策定していきます。

7 廃船対策の推進 〈河港課〉

琵琶湖では、レジャーなど船舶を使用した多様な利用が行われていますが、その利用の過程で不用となった船舶が放置され、廃船化しています。こうした廃船があることによって河川管理上の支障だけでなく、琵琶湖の環境や景観、航行などに対して様々な影響を及ぼすことになります。

このため、県では、「琵琶湖におけるプレジャーボートの廃船に係る処理要領」（平成13年2月制定）を定めて、これにより廃船処理を行っています。廃船を発見した場合には、所有者の特定に努め、自主撤去を求めるなどを原則としていますが、やむなく所有者が特定できない場合には、河川管理や環境などへの支障の程度などを考慮して、その船舶が無価値と認められるものについて廃棄物処理しています。

（表5-3-3）

表5-3-3 廃船対策による処理隻数

年 度	隻 数
平成13年度	43隻
平成14年度	26隻
平成15年度	26隻
平成16年度	11隻
平成17年度	36隻